越谷市自治基本条例条例の手引き



越谷市では、これまで「参加と協働によるまちづくり」を推進してきました。その考え方を整理し、地方分権の時代にふさわしい、これからの越谷市のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」を制定しました。

今後、この条例に基づいて、市民の皆さんを主人公としたまちづくりが、 一層推進されることになります。

【条例の手引き】は、市民のための条例として、市民の皆さんが実際に使っていくための案内となるようまとめました。



目 次

1	「越谷市自治基本条例」Q&A	4
2	「越谷市自治基本条例」の構造	5
3	「越谷市自治基本条例」 【逐条解説】	6
	前文	6
	第1章 総則····································	8
	第1条 条例の目的	8
	第2条 最高規範としての条例の位置づけ	9
	第3条 主な用語の定義	10
	第2章 自治の基本理念と基本原則	13
	第4条 自治の基本理念	13
	第5条 参加の原則	13
	第6条 協働の原則	14
	第7条 情報共有の原則	15
	第3章 豊かな地域環境の創造	16
	第8条 豊かな地域環境を創るための基本理念	16
	第9条 協働による豊かな地域環境の創造	16
	第4章 市民・コミュニティ組織	18
	第10条 市民の権利	18
	第11条 市民の責務	19
	第12条 地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割	20
	第5章 議会·市長等···································	21
	第13条 議会の役割と責務	21
	第14条 議員の責務	22
	第15条 市長の責務	23
	第16条 市職員の責務	24
	第17条 公益保全のための通報	
	第18条 市政運営の原則	
	第19条 財政運営	28
	第20条 行政評価	29
	第21条 組織	30
	第22条 危機管理	31
	第6章 参加と協働	
	第23条 市民の市政への参加	
	第24条 審議会等への参加	32
	第25条 地域コミュニティ組織・	
	市民活動団体との協働と活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第26条 意見公募手続····································	
	第27条 住民投票	
	第7章 条例の実効性の確保····································	
	第28条 推進会議	
	第29条 条例の見直し····································	38
	MIDI:	\prec

「越谷市自治基本条例」Q&A

Q. 自治基本条例って何?



越谷市の自治のあり方を定める条例です。まちづくりの基本的な考え方やすすめ方をは じめ、市民の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど、具体的な仕組みにつ いて明らかにしています。この条例が、市政における市民参加のあり方や協働のあり方な ど、今後のまちづくりの規範になります。

Q. 自治基本条例って必要?



地方分権が進み、地方自治体の位置づけが国の下請け機関的なものから対等なものへと 変わりました。越谷市でもこれまで以上に主体的な「まちづくり」が求められています。

また、少子高齢、人口減少社会の到来や市民ニーズやライフスタイルの多様化など社会 環境は大きく変化し、これまでの行政のあり方では、さまざまな問題に対応できなくなっ てきました。

これらのことから、市民の皆さんがこれからも楽しく、いきいきと暮らしていくためのまちづくりのルールが必要になっています。

Q. この条例でなにが変わるの?



まちづくりの主体である「市民」、「議会」、「市長等」の役割を明確にし、市政に関する情報の共有や参加と協働のルールについて具体的に定めることで、市民の皆さんの声をより一層、市政に反映させることができます。

自治基本条例が、市民生活に急激な変化をもたらすことはないと言われていますが、市 民の皆さんと市がお互いに協力することで、越谷らしい、住みよいまちの実現に一歩ずつ 近づいていきます。

「越谷市自治基本条例」の構造

	前文						
	越谷の特性・発展可能性、まちづくりの目標等						
	第1章 総則						
	第1条 条例の目的 第2条 最高規範としての条例の位置づけ						
	第3条 主な用語の定義						
総	おり木 上の川品の定義						
	第2章 自治の基本理念と基本原則						
論	第4条 自治の基本理念						
第5条 参加の原則 第6条 協働の原則							
	第3章 豊かな地域環境の創造						
	第8条 豊かな地域環境を創るための基本理念						
	第9条協働による豊かな地域環境の創造						
	第4章 市民・コミュニティ組織 第5章 議会・市長等						
	第10条 市民の権利 第13条 議会の役割と責務						
	第11条 市民の責務 第14条 議員の責務						
	第12条 地域コミュニティ組織と 第15条 市長の責務						
	市民活動団体の役割 第16条 市職員の責務						
	第17条 公益保全のための通報						
	第18条 市政運営の原則						
各	第19条 財政運営						
	第20条 行政評価						
論	第21条 組織						
	第22条 危機管理						
	第6章 参加と協働						
	第23条 市民の市政への参加						
	第24条 審議会等への参加						
	第25条 地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援						
	第26条 意見公募手続						
	第27条 住民投票						
	数 7 克 -						
	第7章 条例の実効性の確保						
補	第28条 推進会議						
則	第29条 条例の見直し						
X.J	附則						
	施行期日・関連条例の改廃						

「越谷市自治基本条例」【逐条解説】

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条-第7条)

第3章 豊かな地域環境の創造(第8条・第9条)

第4章 市民・コミュニティ組織(第10条-第12条)

第5章 議会・市長等(第13条-第22条)

第6章 参加と協働(第23条-第27条)

第7章 条例の実効性の確保(第28条・第29条)

附則

前文

【前文の位置づけ】

この条例の制定趣旨と基本的な考え方について述べている部分です。越谷市の特性や発展可能性などについて明らかにし、どのようなまちづくりを目指すのかについて述べています。

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。昭和33年(1958年)に市となって以来、都市化がすすみ、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきました。その中にあって、首都近郊にありながら、貴重な農地も残る水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、将来にわたり、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市を目指して、越谷のまちづくりをすすめます。

わたしたちは、地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたち市民および市は、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、 市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

【解説】

前文では、条例制定の趣旨や目的、基本的な考え方、決意等を述べています。

第1段では、越谷市が今日まで発展してきた経緯や地理的特徴について述べています。 越谷市は、江戸時代、奥羽日光街道の中筋にあたる地理的条件から宿駅としてにぎわいを 見せていました。昭和29年(1954年)には2町8か村が合併して越谷町となり、昭 和33年(1958年)に市制が施行され、越谷市が誕生しました。その後、昭和37年 (1962年)の地下鉄日比谷線と東武鉄道伊勢崎線の相互乗り入れなどにより、急激な 人口増加と市街化がすすみ、現在は、県南東部地域の中核都市としてのまちづくりを行っ ています。また、そのように急速な発展を遂げてきた中にありながら、西に綾頼川、中央に元荒川、東に大落古利根川がそれぞれ東南に流れ、市街地を取り囲むように豊かな自然と貴重な農地が、なお残されています。越谷市の自然的基盤は、水と緑によって形づくられ、特色づけられています。

第2段では、今後、越谷市が目指すまちづくりについて述べています。先人が残した 風土を礎(いしずえ)とし、より持続的、発展的に成長していくため、市民一人一人が人 間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちた、ふれあい豊か なまちづくりをすすめていきます。

第3段では、第2段で掲げたまちづくりの背景や方法について述べています。昨今の地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中では、まちづくりの主体である市民、議会、市長等(執行機関)の3者が、それぞれの役割を認識し、お互いに助けあいながらまちづくりをすすめていくことが求められています。そして、「人間関係」、「自然」、「歴史・文化」、「産業」のそれぞれの分野で協力して、豊かな地域環境を創造することで、住みよい越谷市の実現に努めます。

第4段では、この条例を、市政運営の最高規範(すべての基本)とすることについて述べています。本来、条例には、優劣をつけることはできませんが、市の姿勢としてこの条例を法体系の最上位に位置づけることを宣言しています。



☆自治力とは?

日本国憲法では、第92条で地方自治体の組織や運営に関する事項について、「地方自治の本旨に基づいて、法律で定める」としています。そして、「地方自治の本旨」とは、地域の課題を地域の住民自らの意思と責任で解決する「住民自治」と、地方自治体が、国から独立した団体として地域の事務を行う「団体自治」の2つの考え方で構成されていると言われています。

「住民自治」と「団体自治」を確立させることが、「自治のまちづくり」の基本になりますが、この条例では、そのために必要とされる要素(チカラ)を「自治力」と表現しています。まちづくりの主体である「市民」、「議会」、「市長等」が自己決定と自己責任により、地域の課題を解決し、まちづくりをすすめていくための"チカラ"である「自治力」を、「住みよい自治のまちの実現」に欠かせないキーコンセプト(全体を貫く統一的で重要な視点・考え方)として位置づけています。

第1章 総則

【第1章の位置づけ】

条例の目的として、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることで、住みよい自治のまちを実現することについて明らかにしています。また、この条例を市政運営の最高規範(すべての基本)として位置づけているほか、条例で使用する主な用語について、その定義を明らかにしています。

(条例の目的)

第1条 この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市 政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創 造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

【解説】

この条例の目的について規定しています。

条例の目的を「住みよい自治のまちの実現」とし、自治のまちづくりの基本理念(基本となる考え方)、目標、基本的事項を定め、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることで、その目的を実現していくことを明らかにしています。

なお、「自治の推進」とは、地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」をより確かなものにし、参加と協働を基本としたまちづくりをすすめていくことを意味し、「豊かな地域環境の創造」とは、「人間関係」、「自然」、「歴史・文化」、「産業」を含む、まちのあるべき姿を意味しています。



☆市政とは?

この条例では、「市政」を"地方自治体としての政治・行政"という辞書等で使用している一般的な意味で使用しています。「市政」や「行政」という語句を、条文で規定する主体や効果のおよぶ範囲に応じて使い分けていく方法もありますが、分かりやすさを優先させ、「市政」という語句に統一しています。

なお、条文中で、「行政サービス」や「行政評価」というように慣用的に広く使われている語句については、「行政」という語句を使用しています。

(最高規範としての条例の位置づけ)

- 第2条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈・運用なら びに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠 り所になります。
- 2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が 図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内 容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

【解説】

この条例の位置づけについて規定しています。

《第1項関係》

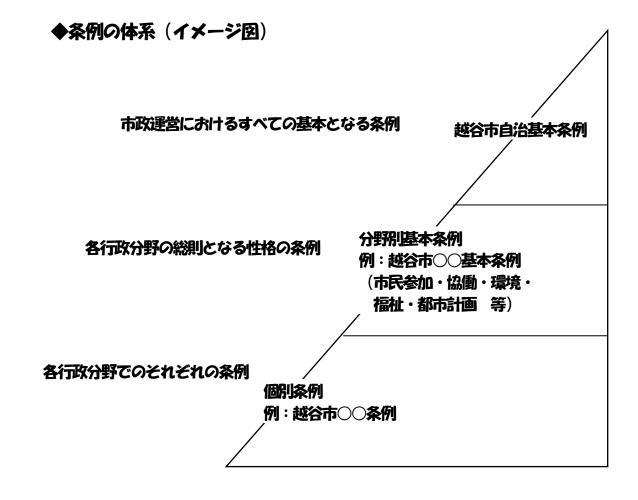
条例には、法体系上、上下関係はないとされていますが、この条例の目的や規定する内容から、実質的に最上位となるものとして位置づけています。

他の条例・規則や「基本構想」をはじめとする各種計画は、この条例と整合を図ることになります。つまり、市のあらゆる政策・施策は、この条例に基づき実施されます。

《第2項関係》

条例や規則等の制定・改廃をする際は、この条例の理念にのっとった手続き、内容と しなければなりません。

また、既存の条例や規則等の中で、この条例に反する内容が含まれるものがあった場合は、改正する必要があります。



(主な用語の定義)

- 第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。
 - (1) 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。
 - (2) 市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。
 - (3) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。
 - (4) まちづくり 市民生活における市民および市が関わるすべての公共分野での活動 をいいます。

【解説】

この条例の解釈にあたり、認識を共通にしておきたい用語について規定しています。

《第1号関係》

「住民」については、地方自治法第10条において、「区域内に住所を有する者」と 規定されています。一方「市民」については、その範囲を明確に規定する法令等はあり ません。この条例では、「市民」の範囲を、市内に住み、働き、学びまたは活動する個 人や団体としています。

具体的には、①市内に住所を持っている人、②市内に居住する人、③市内で就業する人、④市内で就学する人、⑤市内に事務所を有する法人その他の団体、⑥市内で活動する法人その他の団体、⑦市内で活動する人をいいます。

このように、「市民」の範囲を広くとらえているのは、地域社会が抱える課題を解決し、 まちづくりをすすめていくためには、幅広い人々や団体が力を合わせていくことが必要 であるという理由からです。

《第2号関係》

「市」とは、市議会および市長その他の執行機関をいいます。

執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、地方自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示できる機関をいいます。執行機関には、市の代表者である市長と、地方自治法第180条の5の規定により、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する委員会と委員(教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会)があります。



☆市民の信託とは?

市民の信託とは、文字どおり市政を託すということです。この条例では、市民の範囲 を住民に限定せず在勤・在学者などを含めて幅広く定義しています。つまり、市民の信 託とは、そのように幅広く定義した市民からの信託ということを意味しています。

日本国憲法では、前文で「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、 その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が 享受する」と国民の国政への信託について規定しています。現行の地方自治制度では、 地方政治への信託についての規定はありませんが、地方分権が進展し、地方自治体が地 方政府へと質的変換をとげる中、市議会、市長等の権限が市民から信託されているとい うことを規定しておく必要があります。

なお、この条例では、信託を選挙での投票行為という狭い範囲に限定せず、幅広い市 民からのものとして、より広い範囲でとらえています。

《第3号関係》

「市長等」とは、市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業 委員会・固定資産評価審査委員会からなる市の執行機関を総称したものをいいます。

《第4号関係》

「まちづくり」とは、住みよい自治のまちを実現するため、市民および市がかかわるすべての公共分野での活動をいいます。

「すべての公共分野」とは、従来から地方自治体(市)が担ってきた公共分野と、 社会環境の変化により顕在化してきた、民で担う「新しい公共分野」の両者を含む領域を意味しています。

市民ニーズが多様化し、専門化・高度化している中で、コミュニティや企業等と市が協働して地域の課題等に取り組む「新しい公共分野」は、今後ますます重要になっていくものと考えられます。

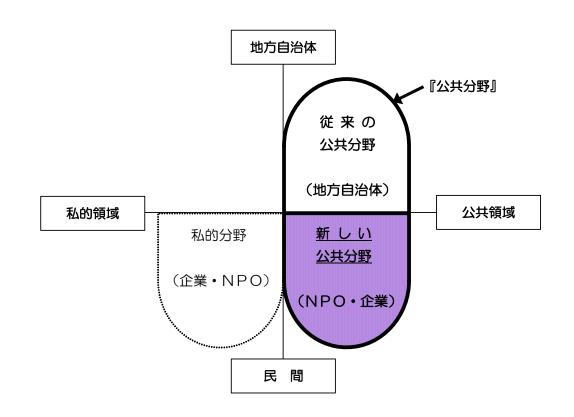


☆新しい公共分野とは?

これまで、地域の公共領域は、「公」、すなわち地方自治体が担ってきました。公共サービスは、行政サービスと呼ばれ、市が市民に対して提供するべきものでした。このことは、全国一律の行政サービスを提供し、ナショナルミニマム(※)を実現するという点では効率的で、重要な役割を果たしましたが、市民のライフスタイルやニーズが多様化する中では、個別化・複雑化する行政サービスに質、量ともに対応することが難しくなってきました。

近年では、これらの状況に対応するため、本来は「私」である市民(地域コミュニティ組織、市民活動団体、企業等)が、阪神・淡路大震災の例からも分かるように公共サービスの担い手として注目されており、その領域は「新しい公共分野」として位置づけられています。つまり、従来の「公私二元論」や「信託論」というような考え方で、まちづくりをとらえることが難しくなってきているということです。

「新しい公共分野」が顕在化したことで、「公共分野」の領域は、「公」と「私」にまたがる幅広いものとなりました。そして、それに伴い「協働」の概念も大きくとらえる必要があります。これまでとは違う「公共分野」における新しい考え方やルールが求められています。



※ナショナルミニマム・・・国家が国民に保障する最低限の生活水準

第2章 自治の基本理念と基本原則

【第2章の位置づけ】

「自治の推進」を具体化するための基本理念と基本原則(基本となるすすめ方)について述べています。

この章では、人間尊重(一人一人が人間として尊重されること)や市民主権(市民が主役になってまちづくりをすすめること)を基本に自治のまちづくりに取り組むことを自治の基本理念として明らかにしています。また、①市民参加の推進、②協働の推進、③まちづくりに必要な情報の共有を自治の基本原則として明らかにしています。

(自治の基本理念)

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

【解説】

自治のまちづくりの基本理念について規定しています。

まちづくりの主人公は、市民です。この条例では、市民を住民に限定せず幅広く定義していますが、そのように定義された市民が、互いに認めあい、助けあいながら、まちづくりをすすめることが大切です。

そして、一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちた、ふれあい豊かなまちづくりをすすめるために、「人間尊重」と「市民主権」をまちづくりの基本理念としています。

なお、この基本理念に基づき、第5条(参加の原則)、第6条(協働の原則)、第7条 (情報共有の原則)で、自治の推進について、3つの基本原則を定めています。

(参加の原則)

第5条 市は、市民の参加を基本とした市政運営を推進します。

【解説】

第4条の基本理念のすすめ方として、「参加の原則」について規定しています。

自治の推進には、まちづくりの主体である市民の自発的な参加が不可欠です。参加を基本とした市政運営については、第10条(市民の権利)、第11条(市民の責務)、第23条(市民の市政への参加)、第24条(審議会等への参加)、第26条(意見公募手続)、第27条(住民投票)の関連条文において、それぞれ示しています。

(協働の原則)

第6条 市民および市は、協働を基本としたまちづくりに取り組みます。

【解説】

第4条の基本理念のすすめ方として、「協働の原則」について規定しています。

多様化する市民ニーズや地域内のさまざまな課題を解決していくには、市民および市がそれぞれの役割を認識しながら、互いを対等なものとして尊重し、協力して活動することが必要です。

地方分権の進展や社会環境の変化に伴う市民ニーズやライフスタイルの多様化により、 行政サービスは個別化・複雑化しています。これらの行政サービスを市民と市が、ともに 担っていく協働を基本としたまちづくりについては、第12条(地域コミュニティ組織と 市民活動団体の役割)、第25条(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動 への支援)の関連条文において、それぞれ示しています。



☆参加とは?協働とは?

「参加」と「協働」については、明確な定義がなく、これらの用語を使用する際、その主体や活動の範囲を限定せずに、これまでもさまざまに使用されてきました。越谷市や他市のまちづくりの取組みの中でも、「参加」と「協働」を同じにとらえ、住民説明会などの政策形成の過程での参加の仕組みを「協働のまちづくり」と呼んでいる例は少なくありません。

地方分権が進展し、少子高齢、人口減少社会の到来など社会環境が大きく変化していく中で、市民のライフスタイルやニーズは多様化し、「公共分野」についても、「公」=地方自治体(市)と「私」=市民(地域コミュニティ組織、市民活動団体、企業等)の「公私二元論」では説明のつかない「新しい公共分野」が注目されています。まちづくりの担い手には、「公」である市だけではなく、「私」である市民も含まれており、その市民は、「私」的側面と「公」的側面を持ち合わせています。

このことは、多様で多面的な性格をもつ「協働」の主体を線引きすることの難しさを 意味しています。これからのまちづくりを考えていくとき、「協働」の主体は、より広 くとらえる必要があります。そして、「協働」の活動の範囲についても、「公」である 市が直接かかわる(一緒にやる=共同する)協働に限定せず、その領域はすべての市民 生活に及ぶものです。

これらの理由から、この条例では、あえて「参加」と「協働」の概念を用語として定 義していません。

この条例では、「参加」は、市政に市民の意見を反映させるため、個人である市民がさまざまな形で市政に関する活動にかかわっていくことを主に想定しています。そして、「協働」は、団体と団体が対等の関係で公共分野での課題に取り組むことを主に想定しています。つまり、「参加」とは、個人と市の関係性を主とした概念であり、「協働」とは、組織と組織の関係性を主とした概念であると整理しています。

(情報共有の原則)

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有 します。

【解説】

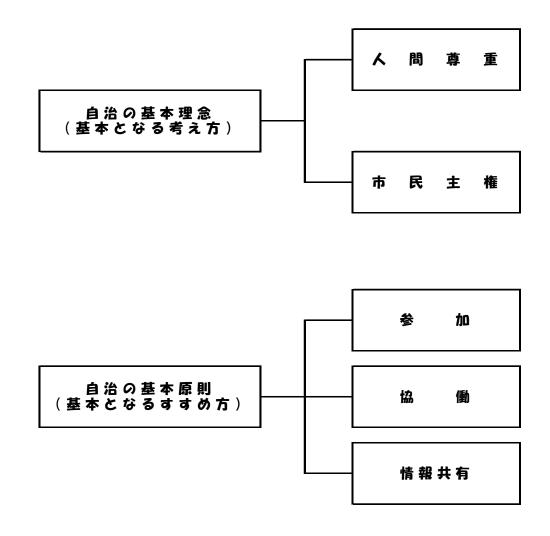
第4条の基本理念のすすめ方として、「情報共有の原則」について規定しています。

まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有することは、参加と協働によるまちづくりの前提になります。そして、まちづくりに取り組む際には、まちの現状や課題は何か、課題の解決方法にはどのようなものがあるのか、誰が課題を解決できるのかなどの情報を共有することが不可欠です。

実際は、市が保有している情報が多いことから、まずは市からの情報提供が重要ですが、まちづくりの主人公である市民も情報の提供主体であることを認識し、市民と市が情報を共有することが求められています。

なお、情報共有については、第10条(市民の権利)、第13条(議会の役割と責務)、 第14条(議員の責務)、第18条(市政運営の原則)、第19条(財政運営)、第20条 (行政評価)、第26条(意見公募手続)の関連条文において、それぞれ示しています。

◆自治の基本理念と基本原則



第3章 豊かな地域環境の創造

【第3章の位置づけ】

人と人とのつながりを大切にし、協働によって豊かな地域環境を創造し、誰もが安心し、楽しく生活していけるまちを目指すことについて明らかにしています。"越谷らしさ"について述べた、この条例の大きな特色となる章です。

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、協働 して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心し、楽しく生活していけるまちを創りま す。

【解説】

第4条(自治の基本理念)、第5条(参加の原則)、第6条(協働の原則)、第7条(情報共有の原則)に規定している自治の基本理念と基本原則は、"自治のまちづくりの方法" =「自治の推進」として位置づけています。

一方、第8条(豊かな地域環境を創るための基本理念)と第9条(協働による豊かな地域環境の創造)では、"自治のまちのあるべき姿"を、地域の特性を活かした「豊かな地域環境の創造」として位置づけています。「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」は、車の両輪のような関係であり、この条例の目的である「住みよい自治のまちの実現」には、いずれも欠かせません。

(協働による豊かな地域環境の創造)

- 第9条 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらい きいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継 いでいけるまちづくりをすすめます。
- 2 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然と の共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめま す。
- 3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーションおよび芸術活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康 で心豊かなまちづくりをすすめます。
- 4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きや すいまちづくりをすすめます。

【解説】

"自治のまちのあるべき姿"である「豊かな地域環境」を①人間関係、②自然、③歴史・文化、④産業の4つに分類し、それぞれ規定しています。

《第1項関係》

地域は、人と人とのつながりで成り立っています。市民が主体的にかかわりあい、学びあい、助けあえる関係を築くことができる環境づくりに努めることで、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちを目指します。

《第2項関係》

豊かな自然環境を守るということはもちろん、市民自らがより良い自然環境を育て、創り出すことで、快適で健やかに生活していけるまちを目指します。

《第3項関係》

歴史や伝統を大切にし、スポーツ・レクリエーションや芸術活動を楽しみ、市民が楽しく、心身ともに健康で自分らしく生きていける環境づくりを行うことで、市民自らが新たな文化を育てていくまちを目指します。

《第4項関係》

「持続可能なまち」とは、経済的な発展と地域環境の保全を両立させたまちをいいます。産業の発展と地域環境との調和によって、市民がこれからも、働き、暮らしやすいまちを目指します。



☆総合振興計画と自治基本条例の関係とは?

総合振興計画は、まちづくりの指針であり、一定期間中に達成すべき目標を設定し、その実現のための施策を体系化するものです。一方、自治基本条例は、自治体の最高規範(すべての基本)であり、自治の基本理念や基本原則、市民の権利・責務などを定めるとともに、各種行政計画の策定手法などを定めるものです。

このように両者の内容は異なるものですが、自治基本条例と総合振興計画は、それぞれの特徴に応じた役割分担により、ともに地域のまちづくりを支えていくものです。

第3章「豊かな地域環境の創造」に規定している"まちのあるべき姿"については、 総合振興計画にゆだねるのが通常ですが、それぞれの特徴に応じた役割分担を踏まえた うえで、記述しています。

この条例では、"まちのあるべき姿"について、協働を基本としたまちづくりの普遍的な方向・目標として、①人間関係、②自然、③歴史・文化、④産業のそれぞれの分野別に規定しています。

第4章 市民・コミュニティ組織

【第4章の位置づけ】

市政に参加する権利、市政に関する情報を知る権利、各種の行政サービスを受ける権利や「子ども」の市政への参加について明らかにするほか、市民相互の人権尊重、地域での交流、まちづくりへの参加などの市民の責務について明らかにしています。また、自治を推進するうえで大きな役割を担う地域コミュニティ組織と市民活動団体をコミュニティ組織として位置づけ、その役割として、地域や社会の課題解決に取り組むことについて明らかにしています。

(市民の権利)

- 第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利がありま す。
- 2 市民は、市政に関する情報を知る権利があります。
- 3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを受ける権利があります。
- 4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加することができます。

【解説】

まちづくりの主人公である市民の権利について規定しています。

《第1項関係》

市民が市政に参加する権利について規定しています。ただし、市政への参加は、強制される性質のものではなく、参加しないことを理由に不利益を受けることはありません。なお、具体的な市政への参加の仕組みについては、第23条(市民の市政への参加)、第24条(審議会等への参加)、第26条(意見公募手続)、第27条(住民投票)で規定しています。

《第2項関係》

市民が市政に関する情報を知る権利について規定しています。第1項に規定している 市政に参加する権利を市民が行使するためには、市政に関する情報が十分提供されなければなりません。第7条に規定している「情報共有の原則」は、参加と協働によるまちづくりの前提になります。

《第3項関係》

市民が行政サービスを受ける権利について規定しています。ただし、この規定により、 すべての市民がサービスを等しく受けられるというものではありません。例えば、住民 のみが受けることができるサービス(住民基本台帳カードの交付など)もあり、受給で きる対象者はサービスごとに条例や規則などで規定されることになります。

《第4項関係》

社会の一員であるとともに、次代のまちづくりの担い手である「子ども」を大切にするという越谷市の姿勢を明確にしています。

「子ども」が市政に参加する形態は、年齢や成熟度によって異なりますが、そこでの意見は、まちづくりをすすめるうえで、貴重なものになります。

「児童福祉法」、「越谷市子ども憲章」(平成10年11月3日制定)および「児童の権利に関する条約」(平成6年4月22日に批准)では、「子ども」の対象年齢を18歳未満としています。また、この条例の第27条(住民投票)の規定では、住民投票の実施を請求できる者を18歳以上としています。これらのことから、この条例では、「子ども」の年齢を、18歳未満の者としています。

(市民の責務)

- 第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう 努めます。
- 2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。
- 3 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つもの とします。
- 4 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

【解説】

市民の権利については、第10条で規定していますが、それらの権利の行使にあたって、主体的に果たす責務について規定しています。

《第1項関係》

市民が主体となって、まちづくりをすすめていくためには、市民が互いを理解、尊重 し、役割を分担していく必要があります。そして、そのためには地域の交流が大切です。 また、通勤者、通学者なども含め、市民の定義を幅広くとらえる中では、住民以外の市 民についてもこのような責務を担ってもらうことになります。

《第2項関係》

市民が市政に参加する権利は、第10条(市民の権利)の第1項で規定していますが、 ここでは、一歩踏み込んで、市民がまちづくりに積極的に参加することを規定していま す。

《第3項関係》

市民のまちづくりへの参加は、市民との協働とともに、市政運営における最も重要な要素の一つであり、このことは、まちづくりを市民が主体となって担っていることを意味しています。

主体的なまちづくりの基本は、自己決定・自己責任の考え方です。まちづくりに参加するにあたっては、市民も、自らの発言や行動に責任を持つ必要があります。

《第4項関係》

地方自治法第10条では、住民は行政サービスを受ける権利を有する一方、そのサービスの提供に伴う負担を分任することについて規定しています。この条例においても第10条(市民の権利)の第3項で、市民が各種の行政サービスを受ける権利を有することについて規定していることから、ここで、各種行政サービスの提供に伴う負担を分かちあうことについて規定しています。

負担とは、各種の税金のほか、使用料や手数料などがあり、法令等で定められているすべての負担を意味します。また、分任とは、分けて負担することであり、分け方は必ずしも等しく分けて負担することを意味していません。つまり、必要な負担を市民それぞれで分かちあうことについて規定しています。

(地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割)

- 第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、 共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくり をすすめます。
- 2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題 解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。
- 3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをす すめます。

【解説】

まちづくりをすすめていくうえで、コミュニティ組織は、大きな役割を担っています。 コミュニティ組織とは、一般的に自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有する者 同士で自発的に結びつき、さまざまなニーズや課題に対応する共同体と定義されますが、 越谷市では、コミュニティ組織を、地縁を基盤とした「地域コミュニティ組織」と、共通 の目的や関心で結びついた「市民活動団体」の両者を含めたものとして規定しています。

《第1項関係》

「地域コミュニティ組織」は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域 社会の形成に役立つ活動を行う、地縁を基盤とした組織をいいます。「地域コミュニティ組織」の代表的なものとして、「自治会」と「コミュニティ推進協議会」があります。

《第2項関係》

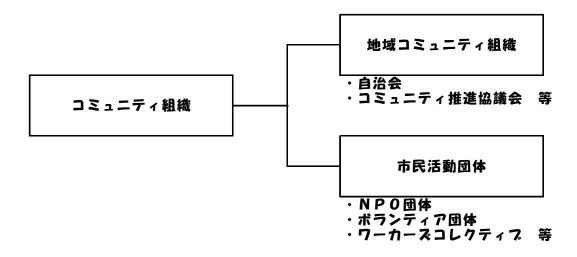
「市民活動団体」は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民生活を支えあい、社会の課題解決に取り組む組織をいいます。「市民活動団体」の代表的なものとして、「NPO団体」、「ボランティア団体」、「ワーカーズコレクティブ」(※)があります。

※「ワーカーズコレクティブ」・・・地域のニーズに応えるために共同で起業する組織

《第3項関係》

コミュニティ組織として位置づけた「地域コミュニティ組織」と「市民活動団体」が、 まちづくりの担い手として、連携・協力することで、それぞれの特色が活かされ、相 乗的な効果により、一層、まちづくりがすすんでいきます。

◆コミュニティ組織



第5章 議会・市長等

【第5章の位置づけ】

議会、議員、市長および市職員の責務について明らかにしています。また、市政運営の原則として、①効率的・効果的で透明性のある市政運営、②行政サービスの向上と市民福祉の増進、③分かりやすい情報提供、④政策や施策の立案、実施、評価のそれぞれの過程での説明責任、⑤法令等の自主的な解釈と運用、⑥国や県、他の自治体との連携・協力を掲げるほか、財政運営、行政評価、組織のあり方、災害等における危機管理についても基本的な考え方について明らかにしています。

(議会の役割と責務)

- 第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の意思決定機関であり、市政運営に関する監視および評価の充実を図り、公益の実現に努めます。
- 2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。
- 3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。
- 4 議会は、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

【解説】

議会は、市長とともに住民の直接選挙によって選ばれた代表機関であり、二元代表制の一翼を担っています。地方自治体の意思決定機関である議会の役割は、地方分権の時代にあって、ますます重要となっています。市民や市長等とともにまちづくりの担い手である議会の役割と責務について規定しています。

《第1項関係》

議会は、市長等から提出された議案について調査・審議し、意思決定(議決)を行います。また、地方自治法で規定されている議会の役割の代表的なものとして、監視および評価の機能があります。議会がこれらの機能を発揮し、市政運営が適切に行われているのかを確認することで、議会と市長等の対等・独立な関係が保たれます。

《第2項関係》

議会には、第1項で規定している役割とともに、立法機能および政策立案機能があります。立法機能とは、条例の制定や改廃を意味しています。また、政策立案機能とは、議案の修正や政策提言などを意味しています。地方分権の進展に伴い地方自治体の役割が拡大している中、立法機能および政策立案機能の一層の充実強化が、議会には求められています。

《第3項関係》

議会は、市民の信託を受けた合議制の機関です。「開かれた議会運営」は、信託をした市民と、信託を受けた議会が、まちづくりについて共通の課題認識を持つために、不可欠な要素です。

「開かれた議会運営」には、まず、議会からの情報提供が重要です。地方自治法第115条の規定にあるように、議会の会議(本会議)は、原則公開になっています。越谷市の議会においても、本会議や委員会の傍聴制度、「こしがや市議会だより」の発行、ホームページによる議事録の公開や議会中継などの取組みが行われていますが、このような情報公開と説明責任の取組みにより、議会と市民が情報を共有することで、市政への参加が充実します。

《第4項関係》

議会の設置は、日本国憲法第93条および地方自治法第89条で規定されています。また、その権限については、「議決権」、「同意権」、「選挙権」、「調査権・検査権」、「意見提出権」などが地方自治法で規定されています。議会の役割には、第1項に示されている「監視機能」や第2項に示されている「政策立案機能」等がありますが、これらの役割が十分に果たされるよう、議会の活動に関する基本的な事項や考え方を明確にし、越谷市のまちづくりを先導していくことを期待しています。

(議員の責務)

- 第14条 議員は、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。
- 2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。
- 3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

【解説】

議員は、市民の代表として、市民の意思を市政に反映させる重要な役割があります。市議会が、より一層機能するよう議員の責務について規定しています。

《第1項関係》

議会は、独任制の機関である市長とは異なり、合議制の機関です。このことは、個々の議員が多様な考えや市民ニーズを把握し、地域の課題を顕在化させることが可能だということを意味しています。議員は、それらの市民の意見を把握し、市政に反映させる必要があります。

《第2項関係》

議会の役割は、第13条(議会の役割と責務)で規定していますが、その役割を担うのは議員です。議員は、市民の意見を尊重し、議員間の活発な議論を通じて、審議内容を深め、政策立案に努める必要があります。

《第3項関係》

議員が、その役割を果たすためには、第1項に規定しているとおり、多様な考えや市民ニーズを把握する必要があります。その前提となる市民と議員の情報共有は、議員活動に関する情報を提供し、分かりやすく説明することから実現します。

(市長の責務)

- 第15条 市長は、本市を統轄し、代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行し、 市民の信託に応えます。
- 2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

【解説】

市長は、議会とともに住民の直接選挙によって選ばれた代表機関であり、法律または 政令により他の執行機関の権限とされている事務以外のすべての事務を管理・執行する広 い権限があります。地方分権が進展する中、越谷市の代表としてかじ取りをまかされる市 長の責務について規定しています。

《第1項関係》

市長は、市の統一的な指揮や管理を行い、対外的な行為を行う権限をもっています。そして、その事務処理については、広く管理執行権限をもっています。

ここでは、市民の信託にこたえるための市長の責務として、地方自治法第147条に 規定されている「統轄代表権」と第148条に規定されている「事務の管理及び執行権」に ついて分かりやすく規定しています。

議会が市民からの信託を受けているのと同様に、市長も市民から信託を受けています。その信託にこたえるため、公正で誠実な市政の執行が求められます。

《第2項関係》

地方分権の進展に伴い、地方自治体の役割が拡大しているということは、市を代表し、 多くの権限を有している市長の役割の重要性が増しているということです。市長は、こ の条例の目的である「住みよい自治のまちの実現」のため、この条例に沿ったまちづく りに積極的に取り組みます。

(市職員の責務)

- 第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。
- 2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

【解説】

市職員は、地方自治法では、補助機関として位置づけられています。補助機関とは、 市長をはじめとする行政庁の内部機関として、その判断の決定や表示をする際に補助をする機関のことをいいます。市職員は、市民全体の奉仕者として職務を遂行するとともに、 地方分権の時代に対応するために能力の向上を図る必要があり、そのことについて規定しています。

《第1項関係》

市職員の服務の基本は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と地方公務員法の第30条に規定されています。また、同法では、法令遵守(コンプライアンス)、職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治行為の制限、争議行為の禁止等が規定されています。市職員には、これらの地方公務員としての当然の責務のほか、この条例を遵守し、参加と協働によるまちづくりの専門家として職務を遂行することが求められています。

《第2項関係》

地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあって、高度化、複雑化する行政事務に対応するため、市職員には、専門知識の習得やその活用などの能力が求められています。また、これからのまちづくりは、市民の参加や市民との協働が不可欠であり、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と一緒にまちづくりに取り組む資質も求められます。市職員は、常に自己研鑽に努め、能力の向上を図らなければなりません。

(公益保全のための通報)

- 第17条 市職員は、市政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。
- 2 市職員は、通報したことにより不利益な取扱いを受けることはありません。

【解説】

市政は、常に公正に運営されなければなりません。そのため、市職員の公益通報に関する仕組みについて規定しています。

《第1項関係》

全国的に、公務員の汚職や不祥事等が、内部告発等により明らかになるケースが増加 しています。市職員の違法や不当な行為は、市民の利益を損ない、また、市政への信 頼を失墜させることになります。そのような行為は、本来あってはならないものです が、万一、市政に関する市民の信頼を損なう行為や公益に反するおそれのある事実を 知った場合、市職員は、その行為または事実を通報しなければなりません。

越谷市では、公益通報の仕組みについて「越谷市職員の公益通報に関する要綱」で規定しています。通報先については、この仕組みに位置づけられている公益通報委員会等が考えられます。

《第2項関係》

公益保全のための通報をした市職員は、そのことにより、一切の不利益な取扱いを受けることはありません。市民全体の公益を守るために通報を行った市職員を保護するとともに、違法な事態を防止または損失を抑制することで、市民の信頼の確保と透明で公正な市政運営を行っていくことを意図しています。

(市政運営の原則)

- 第18条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市 政運営を迅速に推進します。
- 2 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の 増進に努めます。
- 3 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かり やすく、広くいきわたるよう努めます。
- 4 市長等は、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その手 続および経過、内容、効果を市民に分かりやすく説明します。
- 5 市長等は、市政の課題等に対応するため、法令等をその範囲内で弾力的に解釈・運用するよう努めます。
- 6 市長等は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に 努めます。

【解説】

市政運営の原則を①効率的・効果的で透明性のある市政運営、②行政サービスの向上と市民福祉の増進、③分かりやすい情報提供、④政策や施策の立案、実施、評価のそれぞれの過程での説明責任、⑤法令等の自主的な解釈と運用、⑥国や県、他の自治体との連携・協力として規定しています。

《第1項関係》

地方分権が進展する中、これからの地方自治体には、自主的で自立的な運営とともに、 社会経済情勢の変化に的確に対応し、最少の経費で最大の効果をあげる経営的視点での 運営が求められています。市長等は、限られた市の資源を有効に活用し、市民満足度の 高い行政サービスを提供するため、公正で公平な視点に立った透明性の高い市政運営を 迅速に推進する必要があります。

《第2項関係》

市民ニーズやライフスタイルが多様化する中、市民の要望も個別化、複雑化しています。市民満足度の高い行政サービスの提供は、多様な市民の要望を的確に把握することからはじまります。

なお、「市民福祉」とは、市民全体の政治、経済、社会などあらゆる面における"豊かさ"と"幸せ"を指す広義の意味で使用しています。

《第3項関係》

市民との情報共有の重要性は、すでに、第7条「自治の基本原則」で規定していますが、多くの情報を保有している市長等の情報提供は、市民にとって分かりやすく、そして可能なかぎり、多くの市民に広くいきわたるよう努めなければなりません。このようなていねいで、積極的な情報提供により、市民の関心と意欲が高まり、参加と協働によるまちづくりが期待できます。

《第4項関係》

市長等は、政策形成の過程において、その内容や効果を、市民に分かりやすく説明する責任があります。政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程での説明責任は、市政運営の透明性を確保するとともに、第23条(市民の市政への参加)で規定している施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程での市政への参加につながります。

《第5項関係》

地方自治体の行う事務は、法令等に根拠を置いています。これまで、地方自治体の法令解釈は、国の通達や行政実例などにのっとって行われてきましたが、地域には、それぞれ、独自の自然的、文化的、社会的、経済的な特性があります。地域の実情に合った政策を実現し、地域固有の課題を解決するには、中央照会型の実務ではなく、地方自治の趣旨や国と地方の役割分担を十分踏まえた自主解釈型の実務がこれまで以上に重要になります。

地方分権の時代にあっては、法令等の目的や趣旨を踏まえつつ、その範囲内で、自主的に解釈・運用することで、地域の特色ある政策を実現することが求められます。

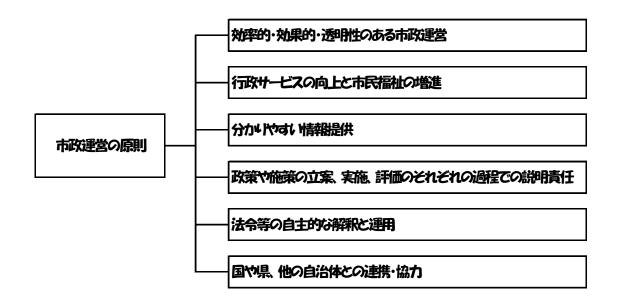
《第6項関係》

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止されるなど、地方自治体の位置づけが、それまでの国の下請け機関的なものから、国と対等な「地方政府」へと大きく変わりました。このことは、市民に最も身近な基礎的自治体である市が、自己責任と自己決定による自治体運営をしていくことを意味しています。

また、交通網の発達や情報化の進展により人々の活動範囲が広域化することに伴い、 市政の課題や市民ニーズも、「環境保全」、「産業振興」、「都市基盤の整備」、「災害対策」 など一自治体では対応できない範囲にまで広がっています。このような中、共通する課 題を抱える自治体が、互いに連携することは、今後、ますます重要になっていきます。

国や県、他の自治体と対等な立場で連携・協力することが、地方分権の時代における自治といえます。

◆市政運営の原則



(財政運営)

- 第19条 市は、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対して財源移譲を積極的 に働きかけるなど、財政基盤の強化に努めます。
- 2 市長は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政 運営に努めます。
- 3 市長は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民 に分かりやすく公表します。

【解説】

「住みよい自治のまちの実現」には、財政基盤の裏づけが不可欠です。自治のまちづくりを支える財政運営の基本的事項について規定しています。

《第1項関係》

地域の行政サービスの質と量を、国ではなく、自分たちが決めることが、地方自治のあるべき姿です。地方自治体の自己決定・自己責任には、権限の移譲だけではなく、財源移譲などにより、財源を確保し、財政の自由度を高めることが不可欠です。

今後、少子高齢、人口減少社会の到来により財源の確保は、ますます難しくなることが予想されます。受益と負担の関係を明確にし、自主財源の確保に努めるなど、真に必要とされる行政サービスを自主的かつ効率的に実施できるよう財政基盤の強化に努めなければなりません。

《第2項関係》

健全で持続的な財政運営を行っていくためには、長期的視点での財政運営に努めなければなりません。そして、最少の経費で最大の効果をあげるためには、「基本構想」をはじめとする重要な計画との連動や行政評価を基にした総合的な分析が必要になります。

《第3項関係》

予算や決算などの市の財政状況を明らかにすることは、市政の透明性の確保につなが ります。

また、第11条の第4項で「行政サービスに伴う負担の分任」について規定していることからも、市民が、自ら負担した税金等の使途を知ることは、大変重要です。

なお、地方自治法の第243条の3第1項では、歳入歳出予算の執行状況等の財政状況について、毎年2回以上公表することが義務づけられています。越谷市でも「越谷市財政状況の公表に関する条例」が定められていますが、その公表についても、市民の視点に立った分かりやすい公表が求められています。

(行政評価)

- 第20条 市長等は、効率的で効果的な市政運営を図るため、執行機関内部および外部 による評価を実施します。
- 2 市長等は、前項による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に 反映させるよう努めます。

【解説】

まちづくりを効率的・効果的に行うために必要な手法であり、また、市政への参加の きっかけともなる行政評価の仕組みについて規定しています。

《第1項関係》

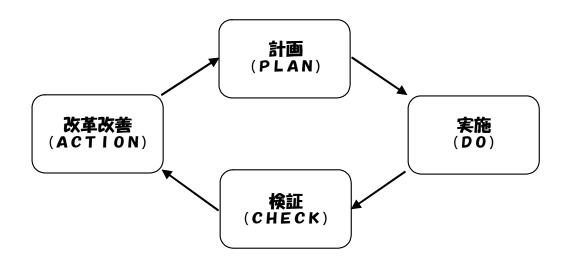
行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにすることで、市政運営を効率的・効果的に行うための仕組みです。越谷市は、①事務事業評価(事後評価)、②行政経営推進本部における方向性の決定、③外部評価の実施、④総合調整、⑤事業計画の策定(事前評価)、⑥予算編成等という行政経営システムと呼ばれている仕組みで運営(経営)されています。そして、計画(PLAN)、実施(DO)、検証(CHECK)、改革改善(ACTION)のいわゆるPDCAのマネジメントサイクルを構築することで市民満足度の向上を図っています。

なお、行政内部による評価については、前年度に実施した事務事業の事後評価のことを指し、「妥当性」、「効率性」、「有効性」、「貢献度」の視点から総合的に担当課で評価を行っています。また、外部による評価については、行政内部による事務事業評価に外部の視点を加え、評価における客観性・透明性を確保することを目的とし、外部評価対象事業を抽出し、自治体・企業経営コンサルタントや企業経営者等の外部委員により評価を行っています。

《第2項関係》

行政評価は、その結果が市民に分かりやすく公表されることで、よりその効果が発揮されます。効率的で効果的な成果を重視した市政運営が、市民のために行われているかを確認するために、市長等は説明責任を果たさなければなりません。そして、そのことで、市政への参加が促され、市民主体のまちづくりがすすみます。

◆PDCAのマネジメントサイクル



(組織)

- 第21条 市長等は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるととも に、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。
- 2 市長等は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

【解説】

地方自治体の組織は、地方自治法で規定されていますが、市長等(執行機関)の組織のあり方について、地方分権の進展や社会環境の変化に対応できる組織とすることを第一として、市民の視点から規定しています。

《第1項関係》

地方分権の進展に伴い地方自治体の役割が拡大している中、市長等(執行機関)の組織は、①政策課題に的確に対応できるよう機能的であることと、②組織相互の連携により柔軟性があることが求められています。

《第2項関係》

少子高齢、人口減少をはじめ、市民ニーズやライフスタイルの多様化、人のつながりの希薄化など、地方自治体を取りまく社会経済情勢は、めまぐるしく変化しています。このような変化に対応するためには、簡素で効率的、かつ、相互の連携を意識した組織編成を行い、その組織編成が適切かを常に検証し、必要に応じて見直していく必要があります。

(危機管理)

- 第22条 市長等は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。
- 2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

【解説】

安全で安心な市民生活の確保は、多くの市民の願いです。危機管理は、さまざまな行政課題の一つですが、市民と市が協働する重要な分野として位置づけ、市長等の責務と市民の役割について規定しています。

《第1項関係》

市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、災害時の救援体制やテロ等の不 測の事態に備え、その体制を整備しなければなりません。越谷市では、危機を①「越谷 市危機管理計画」で対応する危機、②「災害対策基本法」で対応する災害等、③「国民保 護法」で対応する武力攻撃事態等の三つに類型していますが、この条例では、それらの 危機すべてを対象としています。具体的な例をあげると、①「越谷市危機管理計画」で 対応する危機については、新型インフルエンザの発生、大気汚染の発生、金融機関の 破綻などが想定されています。②「災害対策基本法」で対応する災害等については、地 震や風水害などの自然災害や火災、列車事故、危険物の流出などの事故が想定され、 「越谷市地域防災計画」が策定されています。③「国民保護法」で対応する武力攻撃事 態等については、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処 事態が想定され、「国民保護に関する越谷市計画」が策定されています。

《第2項関係》

災害等の発生時には、市の職員だけでは対応が困難な場合も想定されます。そのため、 市民は日ごろから災害に備えるとともに、地域での交流を通して信頼関係を築いてお く必要があります。

災害等の発生時に、地域での市民同士のつながりが大きな役割を担うことは、阪神・ 淡路大震災や新潟県中越地震においても再認識されています。日ごろから市民一人一 人が「自助・共助」といった意識を持つことで、近隣同士が助け合えるような地域づ くりをすすめていくことが求められています。

第6章 参加と協働

【第6章の位置づけ】

参加と協働の仕組みと市民の主体的な公共活動への支援について、基本的な考え方を明らかにしています。また、意見公募手続(パブリックコメント)と市政に直接参加する仕組みとも言える住民投票について明らかにしています。

住民投票の請求については、その対象を「市内に住所を有する年齢満18歳以上の者」としています。市の将来を左右する重要事項について、若い世代を含めた幅広い住民を対象とした住民投票を目指す、地方自治法とは別の越谷市独自の制度です。

(市民の市政への参加)

第23条 市長等は、市民の市政への参加を保障するため、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

【解説】

自治の基本原則として第5条で位置づけた「参加の原則」について、具体的な仕組みとして規定しています。

市長等は、まちづくりに不可欠な市民の市政への参加を、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において保障しなければなりません。市政への参加には、第24条に規定する「審議会等への参加」、第26条に規定する「意見公募手続」(パブリックコメント)や第27条に規定する「住民投票」のほか、市民アンケート、説明会、ワークショップなどさまざまな方法が考えられますが、対象となる事案の特性を十分考慮し、最も適切で効果的な手法で行う必要があります。

(審議会等への参加)

第24条 市長等は、審議会等に、公募の委員を加えるよう努めます。

2 市長等は、前項の公募を行うにあたっては、参加しやすい環境の整備に努めます。

【解説】

多様な参加の手法の一つである審議会等への参加について、規定しています。

審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市長その他の執行機関が設置する附属機関等をいいます。

《第1項関係》

審議会等は、市の政策決定に大きな役割を果たしています。その審議会等に公募の委員が参加することは、政策決定の過程への参加を拡充し、保障することにつながります。 越谷市では、平成12年5月に定めた「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」 において、公募委員の割合を委員定数のおおむね20パーセント以上とするよう配慮することを定め、公募委員の審議会等への参加促進に取り組んでいます。

《第2項関係》

より多くの市民が審議会等の委員を経験することは、市政への参加を促進させると同時に、参加に対する関心や市民主体のまちづくりの担い手を顕在化させる効果も期待できます。

そのため、市長等は、審議会等の委員の公募を行うにあたって、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、幅広い市民の参加が可能となる環境を整備しなければなりません。なお、参加がしやすい環境の具体例としては、①聴覚障がい者が参加しやすいよう、手話通訳者を配置すること、②小さい子どものいる人が参加しやすいよう、託児所を設置すること、③就業している人が参加しやすい開催時間や曜日を設定することなどがあげられます。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援)

- 第25条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづく りを推進します。
- 2 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。

【解説】

地域コミュニティ組織と市民活動団体から成るコミュニティ組織は、自主性に基づき 主体的な活動をしています。市長等が、ともに公共を担う対等なパートナーとしてコミュ ニティ組織を位置づけ、協働してまちづくりをすすめていくことについて規定しています。

《第1項関係》

少子高齢、人口減少をはじめ、市民ニーズやライフスタイルの多様化、人のつながりの希薄化など、社会環境の変化は行政だけでは解決できない地域の課題を多く生み出しています。このような状況の中、多様なまちづくりの主体であるコミュニティ組織との協働により、地域の課題を解決することが求められています。市長等が、コミュニティ組織の自主性を尊重し、対等な立場でともに公共を担っていく仕組みをつくることで、協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。

《第2項関係》

協働とは、相互の対等な関係を基本とすることから、本来はどちらかがどちらかを支援するという関係ではありません。しかし、「新しい公共分野」の担い手としての活躍が期待されているコミュニティ組織の現状は、資金、活動拠点、人、情報などにさまざまな課題も抱えています。

市長等がコミュニティ組織の活動を支援する具体的な手法としては、①活動拠点の確保や場所の提供等の環境整備、②情報の収集や提供、③活動機会の提供、④財政支援、⑤人的な派遣など、幅広いものが考えられます。

(意見公募手続)

- 第26条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、 あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続きを行います。
- 2 市長等は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

【解説】

重要な計画等を策定する際に、あらかじめ計画等の案を公表し、市民の意見を聴き、 市政運営に反映させるための意見公募手続(パブリックコメント)について規定していま す。

《第1項関係》

市長等は、「基本構想」をはじめとする各行政分野(環境、福祉、都市計画など)における重要な計画の策定や市民に義務を課し、または、権利を制限する条例の制定にあたっては、意見公募手続(パブリックコメント)を実施しなければなりません。意見公募手続(パブリックコメント)は、市民の多様な意見を市政に反映させることを目的としていますが、同時に政策決定過程における公平性の確保と透明性の向上を図ることができます。

《第2項関係》

意見公募手続(パブリックコメント)は、市民の幅広い市政への参加を引き出すことが期待できます。市長等が、提出された意見とその意見に対する考え方を取りまとめて公表することで、市民と市の情報の共有化を図るとともに、市民に対する説明責任を果たすことになります。

(住民投票)

- 第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に規則で定めるものは、市の 権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもっ て、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することがで きます。
- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。
- 3 前2項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項から第4項までおよび第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項までならびに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。
- 4 市は、住民投票の結果を尊重します。

【解説】

地方自治は、市長、議員を住民の代表とする間接民主制を採用していますが、住民投票はそれを補完する参加の仕組みの一つです。住民が、市政について直接意思を表明する住民投票の仕組みについて規定しています。

《第1項関係》

市の権限に属する市政の重要事項について、住民投票の実施を請求することができます。

住民投票の対象となる市の権限に属する市政の重要事項とは、市が実施する事務で、市民生活に重大な影響を及ぼす事項を意味し、具体的には、合併の是非や大規模な公共施設の設置・廃止などが想定されます。また、重要事項であっても一部特定の住民や地域にかかわる事項や二者択一になじまない多様な可能性が存在する問題などは、住民投票には適しません。他の自治体では、「原子力発電所の設置」、「産業廃棄物処理施設の設置」、「防衛施設の是非」等の市の権限に属する事項以外の"市の意思を明確に表明する"ことを目的とした事案について住民投票を実施している例が見られますが、この条例では、これらの事案は対象としていません。

また、住民投票の請求者を市内に住所を有する年齢満18歳以上の者としています。ここでは、請求者の年齢要件について規定しているので、投票資格の年齢要件については、個別の住民投票条例にゆだねることになります。住民投票実施への入口ともいうべき請求者の年齢要件を18歳以上の者として拡大している理由としては、①日本国憲法の改正手続に関する法律(いわゆる国民投票法)の対象者が満18歳以上とされたこと、②18歳という年齢は、社会人としての責任や自覚が意識される年齢であること、③市の将来を左右する重要な問題について、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聴くべきであること、④若い世代の参加の機会を確保することで市の将来を担う人材を育成する効果が期待できることの四つがあげられます。

なお、請求に必要な連署の数については、地方自治法第74条に規定する条例の制定 または改廃に係る直接請求制度に準じて、請求権者の総数の50分の1以上としていま す。

《第2項関係》

非常設型の住民投票条例では、その事案ごとに住民投票条例を制定する必要があります。制定する条例には、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他の住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。



☆常設型と非常設型とは?

住民投票制度には、住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定する「非常設型」と、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できる「常設型」の制度があります。

「非常設型」の制度のメリットとしては、①投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項を事案ごとに柔軟に検討することができること、②請求要件を地方自治法に定める直接請求のとおり、50分の1とすることが一般的なため、住民にとって請求のハードルが低いこと、③議会での議論を十分経てから実施することができることがあげられます。また、デメリットとしては、個別の事案ごとに条例を制定する必要があることから、相当の期間を要することがあげられます。

一方、「常設型」の制度のメリットとしては、①要件を満たせば、確実に住民投票を実施することができること、②実施までの期間が比較的短いことがあげられます。また、デメリットとしては、要件を満たせば、自動的に住民投票が実施される(議会の議決を必要としない)ことから議論が十分でないまま住民投票が実施される可能性があることがあげられます。

越谷市では、住民投票の対象となる「市の権限に属する市政の重要事項」について、合併問題や重要施設の設置・廃止などを除くと具体的事案が想定しにくいことや、その事案ごとに投票資格、投票方法、成立要件などを柔軟に定めたいという考えから「非常設型」の制度を選択しています。

《第3項関係》

住民投票の請求の処置等については、地方自治法第74条の該当する規定を準用します。

《第4項関係》

条例により実施された住民投票は、法的な拘束力を持たないとすることが通説となっています。このことから、その結果が、市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、議会や市長は、投票結果をしっかりと受け止め、尊重します。



☆地方自治法(直接請求)による住民投票とは?

住民投票は、地方自治法に規定されている制度を活用することでも実施できます。地方自治法の第74条には、条例の制定・改廃に係る直接請求の制度が規定されており、住民のうち、選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもって住民投票条例の制定を市長に請求することができます。

また、市長は地方自治法の第149条の規定により、議員は地方自治法の第112条の規定により、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、それぞれ議案を提出することができることから、市長や議員が条例による住民投票を発議することも当然できます。

このように、現行の地方自治制度においても住民投票の仕組みは担保されていますが、この条例では、①住民投票の請求に係る年齢要件を18歳以上の者とすること、②投票結果を市が尊重することを明示すること、③仕組みとしての住民投票制度を広く市民に示すことに意味があると考え、地方自治法の制度とは別の仕組みとして定めています。

◆住民投票の流れ

市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に規則で定める50分の1以上の連署をもって代表者が、条例案を添えて請求する。		
市長は、請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けて議会に付議する。		
議会は、条例案を審議し、可決(否決)する。		
市長は、審議の結果を請求の代表者に通知し、これを公表する。		
住民投票の実施(議会で可決の場合)		

第7章 条例の実効性の確保

【第7章の位置づけ】

自治基本条例の実効性を確保するため、市長の附属機関として自治基本条例に関する 推進会議を設置するとともに、条例の内容について検証し、必要に応じて見直しをするこ とについて明らかにしています。

(推進会議)

第28条 市長は、この条例の実効性を確保するため、別に条例で定めるところにより、附属機関として、自治基本条例に関する推進会議を設置します。

【解説】

自治基本条例は、制定されただけでは意味がありません。この条例が適正に運用され、 その役割を十分に果たしているか、また、この条例に基づいて、市民、議会、市長等がそれぞれの役割をしっかりと担っているかを検証するため、市長の附属機関として推進会議を設置することについて規定しています。

なお、推進会議の権限や役割、委員構成などの設置根拠となる事項については、「越谷市自治基本条例推進会議設置条例」で別に定めます。

(条例の見直し)

第29条 市長は、この条例の内容について検証し、必要に応じて見直します。

【解説】

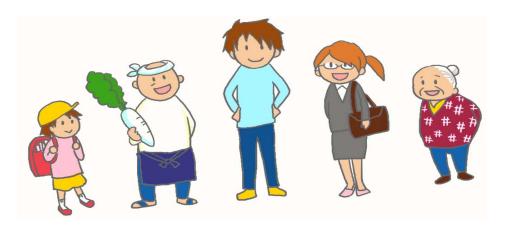
自治基本条例が、その役割を十分に果たすように条例の見直しを行うことは、当然のことですが、条例の見直しについての考え方には、大きく分けて二つの考え方があります。一つめは、「育てる条例」と明確に位置づけ、3~5年ごとに必ず(自動的に)見直しを行うという考え方です。それに対し二つめは、「最高規範」という性格を有する自治基本条例は、頻繁に見直しを行うのではなく、「社会、経済等の情勢の変化により、改正の必要が生じた場合」に見直しを行うという考え方です。

越谷市では、この条例が「自治のまちづくり」のある程度普遍的な考え方やルールを 定める基本条例としての性格を有することから、二つめの「見直し時期を定めない規定」 として整理しています。なお、見直しにあたっては、市民の意見を十分聴き、反映させる 必要があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年9月1日から施行します。ただし、第27条および第28 条の規定は同年12月1日から、次項および第3項の規定は公布の日から施行しま す。
- 2 条文略
- 3 条文略



(イラスト 山口 愛さん)

条例制定までの取り組みなど、さらに詳しい情報は、越谷市のホームページでご覧になれます。 市のホームページ http://www.city.koshigaya.saitama.jp/



越谷市役所 企画部企画課 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷 4-2-1 TEL 048-963-9112(直通) FAX 048-963-8028

E-mail 10023100@city.koshigaya.saitama.jp